

平成 2 8 年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行い、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行う。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容(計画)

- (1) 舶用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 海外における船用品の実情調査並びに船用品の製造事業場及び整備事業場の品質管理の実情調査を実施するとともに、船用品の流通状況を実情調査し、情報を取りまとめ、会員に配布する。
- (3) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行う他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (4) 当会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 救命設備規則の新しいフレームワークの構築等について、IMO の船舶設備小委員会（SSE）及び海上安全委員会（MSC）で検討・審議が予定されていたため、平成29年3月にロンドンにおいて開催された IMO の第4回設備小委員会（SSE4）に有識者を派遣した。
- (2) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係法・省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報、EU RO による相互承認の動向等を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。

演題は、平成28年6月に開催された IMO の第95回海上安全委員会（MSC95）において、「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGF コード）」を強制化する SOLAS 条約の改正が採択され、平成29年1月1日に発効したことから、今回の説明会で

は、IGF コードとそれに基づく国内規則の制定及びわが国におけるガス燃料機関とガス燃料船の開発・運用の状況について紹介した。

実施日	場 所	実 施 内 容
H29. 2. 7(火)	ホテルグランヴィア 広島 (広島市) (参加者 81名)	演題：「IGF コード及びガス燃料船に関するセミナー」 (1) 「船舶の安全基準に係る最近の動向」 (講師：国土交通省海事局安全政策課) (2) 「ガス燃料船の構造/設備規則及びNKの取組みについて」 (講師：(一財) 日本海事協会)
H29. 2. 14(火)	東海大学校友会館 (東京都千代田区) (参加者 97名)	(3) 「低速二元燃料機関の開発状況」 (講師：三井造船(株)機械工場 ディーゼル設計部) (4) 「船用 LNG 燃料事業の取り組み事例」 (講師：日本郵船(株) 燃料グループ)

- (4) 「舶用品に係る海外調査」として平成 29 年 2 月に会員等総勢 10 名で、タイ及びシンガポールにある VIKING LIFE-SAVING EQUIPMENT (以下「VIKING 社」という) の製造工場及び整備事業場並びにシンガポールの Keppel 造船所、富士貿易シンガポール及び日本海事協会 (NK) シンガポール事務所を訪問し、VIKING 社の救命いかだの製造・整備等の状況及び日本籍船の舶用品の検査の実状について調査した。



Petersen 工場長から VIKING 社の説明



VIKING 社整備事業場

3. 2 事業の成果

- (1) 国際海事機関 (IMO) 等への情報提供に関しては、平成 29 年 3 月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設備小委員会 (SSE4) に有識者を派遣して、救命設備規則の新しいフレームワークの構築等に関する審議等においてわが国からの提案である「救命艇及び救命いかだの換気に関する新要件の策定」について説明を行った。その他、海外の関係者との情報交換を行った。

- (2) SOLAS 条約、MARPOL 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。
- (3) 法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、説明会は盛況裏に終了した。

「IGF コード及びガス燃料船に関するセミナー」の状況



広島会場



東京会場

- (4) 「舶用品に関する海外調査」では、タイ及びシンガポールにおける VIKING 社の救命いかだの製造・整備の現状を詳しく調査することが出来た。また、幹部との意見交換によって同社の海外ネットワークや品質向上への取組みについて知ることが出来た。シンガポールの造船所や NK 事務所との意見交換によって、海外における日本籍船の舶用品の検査の実状を知ることが出来て大変有意義な調査であった。